

別表第3 (第10条関係)

届出対象行為		規模		
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さが13メートル未満のもの又は延べ面積が500平方メートル未満のもの		
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が500平方メートル未満のもの		
擁壁、垣、柵、門、塀その他これらに類するもの	新設、増築、改築又は移転	高さが5メートル未満のもの		
煙突		高さが13メートル未満のもの		
コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの				
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの				
高架水槽、冷却塔、給水塔、排気塔その他これらに類するもの(塔状工作物)				
観覧車、コースターその他遊戯施設				
橋梁、歩道橋、高架道路その他これらに類するもの			長さが20メートル未満のもの	
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの			高さが13メートル未満又は築造面積が2,000平方メートル未満であるもの	
自動車車庫(立体駐車場)				
製造施設、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの				
石油、ガス、穀物、飼料貯蔵槽、汚水処理施設、汚物処理施設その他これらに類するもの				
太陽光発電設備その他これに類するもの				高さが5メートル未満、又は敷地面積が2,000平方メートル未満であるもの
風力発電設備				高さが13メートル未満のもの
上記以外の工作物				高さが13メートル未満のもの又は築造面積が2,000平方メートル未満のもの
全ての工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積が1,000平方メートル未満であるもの			
開発行為	土地の区画・形質変更	土地の形質変更の面積が2,000平方メートル未満のもの又はのりの高さが5メートル未満の切土若しくは盛土を伴うもの		
土地	開墾、形質変更			
土石、鉱物	採取、掘採			

屋外の物件	堆積	堆積を行う土地の面積が2,000平方メートル未満のもの又は堆積の高さが2メートル未満のもの（堆積の期間が継続して90日以下のものを除く）
木竹	伐採	区域の面積が2,000平方メートル未満のもの
備考 1 敷地内に複数の建築物がある場合は、建築物の規模は、棟ごとに適用する。 2 工作物の高さについては、建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物上端までの高さとし、増築にあつては増築後の高さとする。		